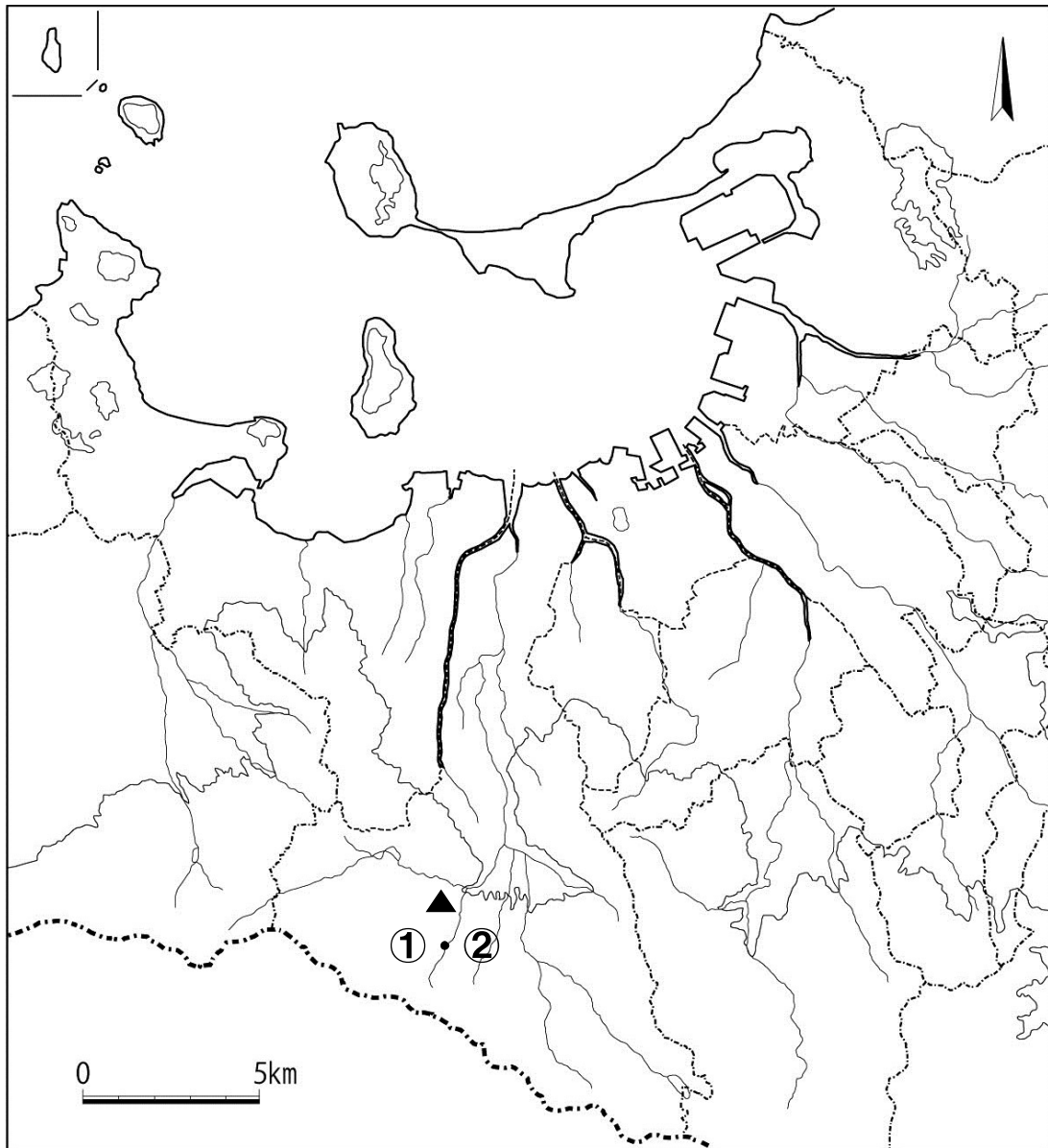


指定文化財一覧及び位置図

指定文化財▲

区 分	種別	名 称	員数	所在地	所有者	
有形文化財	古文書	鳥飼文書	47点	福岡市早良区 大字石釜	個人	①
有形文化財	古文書	明光寺文書	19点	福岡市早良区 大字石釜193	宗教法人 明光寺	②



1 指定物件の表示及び所有者

指定区分	有形文化財
種別	古文書
指定名称 及び員数	鳥飼文書 47点
所在地	福岡市早良区石釜
所有者	個人

2 概要

鳥飼文書は中世の背振山領横山(脇山)で活動した在地の小領主で、近世以降も引き続き早良郡石釜村に居住した鳥飼氏に相伝された古文書である。古文書は卷子一卷に仮装丁された中世文書が28点、同じく卷子一卷に装丁された近世近代文書が15点、その他の近代文書が4点の都合47点を数える。個別資料の名称・作成年代・形態・法量その他については、別紙資料目録に掲げた。また文書の積文を別紙に掲げた。

3 内容

1. 石釜の歴史的環境と鳥飼氏の来歴

石釜は室見川の上流、内野の小笠木川・椎原川と室見川本流との合流点から西向きに室見川を遡った山間に位置する集落である。東は小笠木付近から西は曲渕付近まで、北は内野周辺から南は椎原に至るまで、石釜を含む背振山麓の扇状地に古くから開発された村落と耕地は、背振山に所在した山岳寺院東門寺の膝下所領として、中世前期には「脇山院」、中世後期には「横山六十参町」などと総称された。この広域地名の呼称は、近世には「脇山郷」として引き継がれた。石釜の地名は長享三年(1489)正月二十二日の東門寺文書紛失状案に、嘉保三年(1096)に大蔵種房から背振山東門寺に寄進された横山(脇山)六十三丁のうちとしてみえ、十六世紀中期までには惣郷としての横山郷を構成する一村として、石釜村が形成されていた。

鳥飼氏の出自は不明であるが、石釜村に本拠を置く在地の小領主として、十六世紀には横山郷内にくぼ(窪)名・くぼの屋敷・広瀬村紺屋名・広瀬宮修理免田・中山村後田を、また横山郷の北に隣接する入部庄内にも二町の田地を知行した。また当該期に石釜の西隣曲渕を拠点とし、怡土郡の原田氏に属して早良郡南部に勢力を伸ばしたとされる国人領主曲渕氏とは主従関係を取り結んでいた。さらに鳥飼氏は村落の代表者・指導者として、当該期に横山郷全体にわたる地域共同体として成立してい

た「六十三丁御老中」・「寄合中」にも参加していたことが知られる。近世以降も鳥飼氏は農民身分に留まり、石釜村に基盤を持ち続けた。近世の鳥飼氏は一族五軒に分かれ、天明年間には毎年正月に菩提寺の浄土真宗明光寺へ参集し、年頭の式礼を行うのが恒例となっていた。また石釜村の氏神熊野神社の宮座行事も鳥飼氏の人々を中心として、戦後に至るまで長く行われていたが現在は簡略化されている。

2. 古文書の調査履歴

貝原益軒や青柳種信等の調査に基づく近世の地誌類には鳥飼文書・明光寺文書の所在を示す記事がない。近代以降では戦後、昭和五十八年(1983)までに福岡市教育委員会文化課(当時)吉良国光氏により原本が確認調査された。吉良氏が昭和五十八年九月刊行の『九州史学』77号にて翻刻紹介されている。その後、平成三年(1990)刊行の福岡市埋蔵文化財調査報告書 269『脇山Ⅱ』、平成二十年(2008)刊行の福岡県文化財調査報告書 215『五ヶ山・小川内』、そして直近では平成二十二年(2010)刊行の『福岡市史』資料編中世1に一部が収録された。また平成九年(1997)には東京大学史料編纂所による調査撮影が行われている。

3. 古文書の内容

古文書の内容は上記の鳥飼氏の経歴を反映し、中世文書においては知行安堵状や出挙米借券など、中世後期の地域社会における鳥飼氏の領地経営や経済活動に関連する文書を多数含む。また書状類の中には中世後期にこの地域に存在した地縁結合「六十三丁御老中」、「寄合中」に直接関係する文書が含まれ重要である。近世文書も中世文書と同様に、主として田畠屋敷地の売得集積の証文等、鳥飼氏の経済活動に関わる文書が多く存在するほか、天明年間の加藤一純による「筑前国続風土記附録」編纂に向けた事前の廻国調査に際して差し出された文書が現存する。また近代文書は断片的ながらも、石釜の氏神熊野神社の宮座関係資料が存在する。

4 指定理由

鳥飼文書は福岡市域の歴史、特に市の南郊、中世には脇山院や横山と呼ばれた背振山麓の村々の歴史的な展開を考察する上で欠かせない重要な価値を持つ。中世文書の内容からは中世の脇山院全体を支配に置く領主背振山東門寺、背振山機構の構成員として村々の領主支配を担う各坊家、鳥飼氏のように脇山院内の村々に拠点を置き、土地を集積して実質的な領地経営を行う在地の土豪地侍層、さらに現地で生業に従事する百姓層といった各社会階層の存在と活動が明らかとなる。また近世近代文書の内容からは江戸時代以降も石釜の地に根付き、地域の有力者として活動する鳥飼氏の姿を知ることができる。特に、既に本市の文化財に指定されている「青木文書」や「明法寺神文書」と同様に、中世後期の在地社会の様相を探ることが可能な貴重な古文書であると評価されるものであり、福岡市文化財に指定して保護を図る必要がある。

1 指定物件の表示及び所有者

指定区分	有形文化財
種別	古文書
指定名称 及び員数	明光寺文書 19点
所在地	福岡市早良区石釜 193
所有者	宗教法人 明光寺 代表役員 鳥飼 由維子

2 概要

明光寺文書は福岡市早良区石釜に所在する浄土真宗寺院、石釜山明光寺に伝来する古文書である。その総数は卷子一卷に装丁された中世から近代文書13点、卷子一卷に装丁された近世文書1点、その他の近世近代文書5点の合計19点である。寺伝によれば明光寺の開基は鳥飼氏であるとされ、明光寺文書の内容も鳥飼文書と相互に関連する部分がある。個別資料の名称・作成年代・形態・法量その他については、別紙資料目録に掲げた。また文書の積文を別紙に掲げた。

3 内容

1. 明光寺の来歴

石釜の歴史的環境と鳥飼氏の来歴については鳥飼文書調書の内容に譲る。

明光寺は中石釜の小原の集落を南東へ抜けた場所にある。「筑前国続風土記附録」によれば、曲淵河内守の家来、鳥飼新左衛門という人物が出家剃髪し、万休と改名して寺を開いたという。鳥飼文書・明光寺文書から確認する限りでは、鳥飼万休は実在の人物で俗名を俊久といい、新兵衛尉・対馬守、出家後には対馬入道を称した。その活動所見は享禄年間（1528～32）から永禄年間（1558～70）に及ぶ。

2. 古文書の調査履歴

古文書の調査履歴は鳥飼文書と同様である。鳥飼文書調書の内容に譲る。

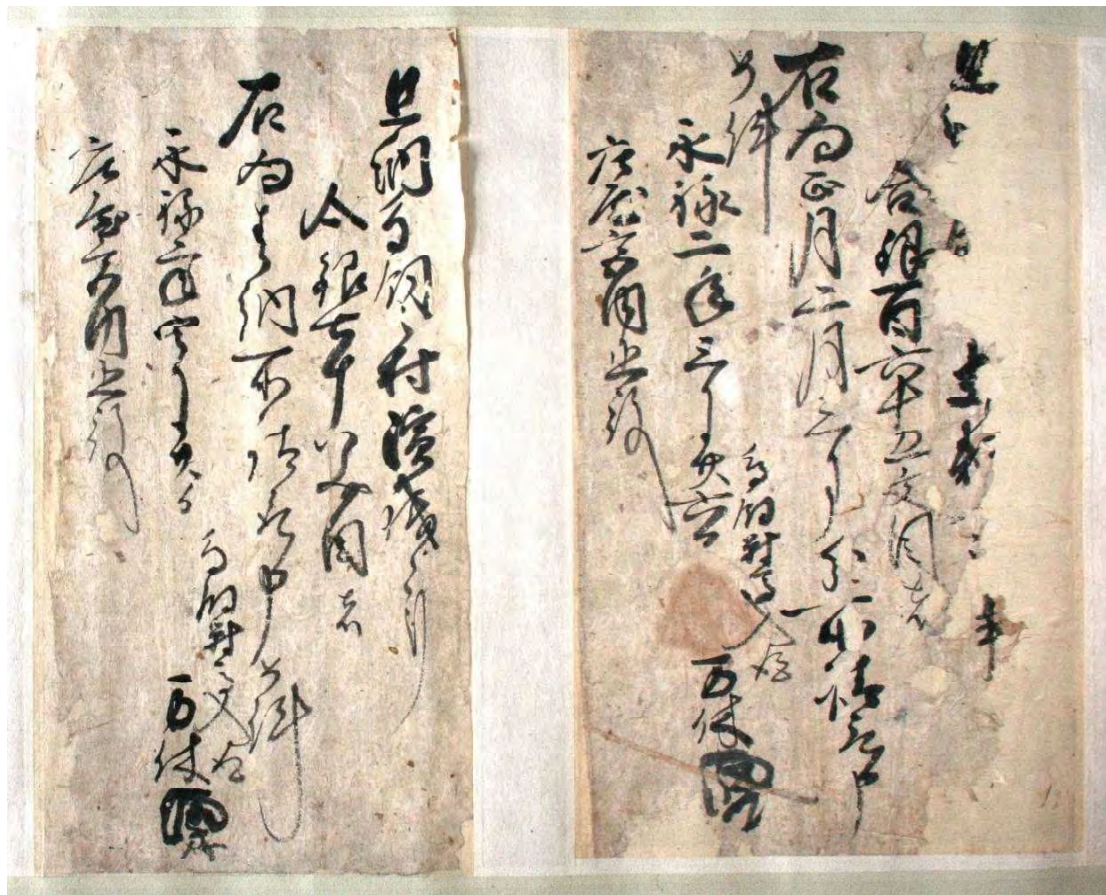
3. 古文書の内容

明光寺文書の内、中世文書の多くは開山の鳥飼俊久（万休）の発受給に係る文書であり、それ自体が寺院の草創伝承を裏付けるものであるといえる。鳥飼文書と同様に国人領主曲淵氏と鳥飼氏との主従関係を示す史料が含まれるほか、鳥飼俊久が早良郡鳥飼村（現在の中央区及び城南区の鳥飼）から「浜銭」を徴収したことを示す請取状が残されていることから、横山郷域のみならず早良郡の平野部に

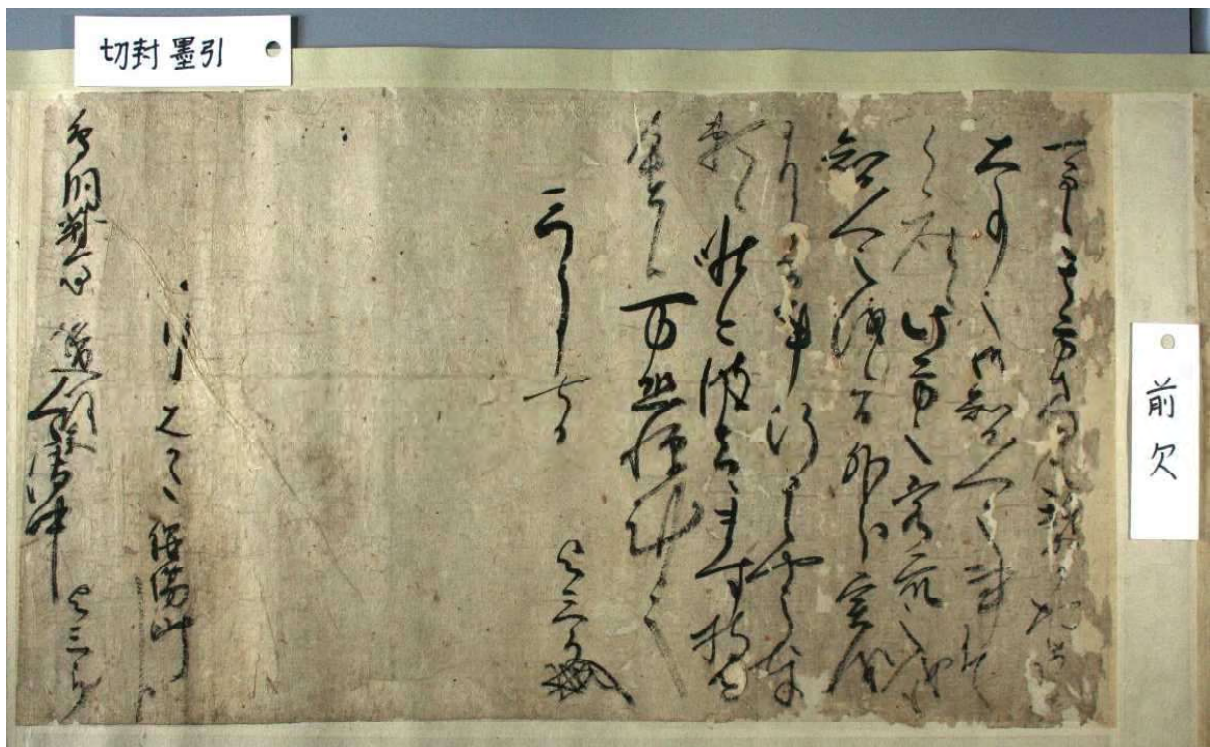
まで及ぶ鳥飼氏の領主的権益とそれに伴う経済活動が明らかとなる。また戦国期の博多綱場町の住人と鳥飼氏との関係を示す文書も存在する。近世文書の中には、江戸幕府の寺院統制に関する法令の写や十七世紀末から十八世紀初頭に浄土真宗本願寺派で行われた教義論争、いわゆる「三業惑乱」に際して当寺の明光寺住持が自身の対応を書き留めた古記録が残されている。

4 指定理由

明光寺文書は、中世文書については鳥飼文書と同様に、中世後期における早良郡山間部の在地小領主の活動を具体的に示す内容を持ち重要である。鳥飼氏の一族に相伝された古文書として、鳥飼文書とは相互に内容を補う関係にある。また近世近代文書についても、江戸時代以降の明光寺の寺院運営に関する重要な資料として位置づけることができる。市域の歴史を考察する上で貴重な古文書であると評価されるものであり、本市の文化財に指定して保護を図る必要がある。



明光寺文書8 永禄2年(1559)3月26日 鳥飼万休銀子請取状 (24.5cm×13.5cm)
 明光寺文書9 永禄2年(1559)4月20日 鳥飼万休浜錢請取状 (24.8cm×12.5cm)



明光寺文書10 (年未詳) 3月7日 与三郎書状 (23.0cm×39.5cm)



石釜の景観
(曲淵水源池近くから室見川下流方向を望む)



石釜山明光寺

1. 登録物件の表示及び所有者

区 分	有形文化財
種 別	建造物
名 称 及び員数	柴田家住宅主屋 1 棟 柴田家住宅土蔵 1 棟 柴田家住宅門及び塀 1 基
所 在 地	福岡市早良区次郎丸三丁目487
所 有 者	個 人

2. 周辺の歴史的環境

早良区次郎丸は、福岡市西部の早良平野中央を南北に貫流する室見側の右岸に所在する。その地名は鎌倉～戦国時代に筑前国早良郡の名の名として現れ、二郎丸とも記される。石清水八幡宮に残る古文書には管崎宮の領地とされ、正平 21 年（1366）の管崎宮仮殿の遷宮や、文明 10 年（1474）の放生会に米を負担していたことが知られる。

江戸時代には福岡藩領の早良郡鳥飼触次郎丸村となる。枝郷として高石村、立屋敷村があった。明治期の地図を見るとこれらの枝郷は本村の東に位置し、それぞれ現在の次郎丸一丁目 19、同六丁目 6 付近にあたるとみられる。この内、立屋敷村は、『筑前国続風土記拾遺』に、村の南を通る道がかつて怡土郡に向かう官道で、村内に残る方形の区画が「駅館などの址」ではないかとの推論が記されている。また、同書ではこの地の特産品として椀籠、甜瓜が紹介されている。

明治 22 年、町村制の施行に伴い、次郎丸は早良郡田隈村の大字となる。その後、田隈村は昭和 29 年に福岡市に編入され、昭和 47 年の政令指定都市移行後は西区、昭和 57 年から早良区に属し現在に至る。

次郎丸には、唐津街道沿いの鹿原村から分岐し、金武、飯場といった宿場や三瀬峠を経て佐賀城下に至る三瀬街道が通っている。この道は早良街道、脇山街道、原往還などとも呼ばれ、現在の県道 558 号線、国道 263 号線に相当すると考えられるが、道路整備の過程

で道が付け替えられた部分もあり、完全には重ならない。街道の起源は明らかではないが、江戸時代後期には麓原から金武宿までの間の宿として、次郎丸に宿場が設けられたようである。明和8年（1771）の家数は8軒とされる。

次郎丸の宿場は現在、外環状道路と県道558号線が交わる次郎丸交差点から南に50mほどの地点から旧道が分岐し、弧を描くように南に延び、再び県道に合流する500mほどの区間にその面影を残す。道の両側には現在も白壁造りの建物が断続的に残り、往時の姿を偲ばせている。この地区は「次郎丸3丁目の白壁通り」として、平成15年、第17回の福岡市都市景観賞を受賞している。

3. 建造物の概要

柴田家住宅は宿場のほぼ中央に位置する。初代久五郎氏が天保期に次郎丸本村から移住した。安政6年に福岡藩が二代目勝平氏に宛てた書簡には「次郎丸庄屋、大庄屋格」とある。屋号を「岩井屋」と称し、慶応期に酒造業を始め、昭和10年に廃業した。

（1）主屋

主屋は、三代目勝三郎氏が生まれた明治11年に、二代目勝平氏が建てたとされる。文久三年の家相図が残るが、前身建物の平面と見られる。建物は、店舗部と勝手部、座敷部等からなる。店舗部は桁行5.5間、梁間4間、土蔵造ツシ2階建、北面入母屋造、南面切妻造、東面庇付、棧瓦葺。座敷部は桁行2.5間、梁間3.5間、土蔵造平屋建、切妻造、棧瓦葺。

店舗部の土間は間口7間の内5間を占め、勝手部も合わせると土間の面積は30坪を超える。土間は内井戸があり、豪快な小屋組を見せる。西と南の下屋部の土間は、昭和61年に床が張られて台所と食堂に改造された。ナカエの間は吹抜として神棚を祀り、吹抜に面した表と裏のツシ2階に高欄が付く。ミセの間の外壁の柱間は、漆塗の蔀雨戸を内法高に3枚ずつ落とし込む。ミセの間、ナカエの間の背後に仏壇と座敷があり、柱や造作材すべてに墨や漆が塗られ、特に床、書院、床脇の座敷飾りは風格がある。

（2）土蔵

桁行3間、梁間2間、土蔵造2階建、切妻造、棧瓦葺、北面。西側に1間幅の下屋が付く。北側妻面に入口を設ける。主屋と同時に設けられたとされ、明治11年頃の建築と考えられる。

（3）門及び塀

棟門、切妻造、棧瓦葺、東面。差し肘木と腕木、疎垂木によって屋根を支える。出入口は一枚板の両開き戸が付く。両側に木造の塀が付き、それぞれ主屋につながる。屋根は棧瓦葺、壁は上半が漆喰、下半は板張としている。主屋と同時に設けられたとされ、明治11年頃の建築と考えられる。

4. 登録理由

次郎丸の宿場跡が残る地区は、これまでも都市景観賞を受賞するなど、歴史的な景観が評価されてきた。その中でも柴田家住宅は、石橋義章家住宅とともに、昭和末期～平成初期の町家調査や、平成23年度実施の文化財悉皆調査において文化財としても高い評価を受けている。また、毎年、校区の小学校が、昔の生活を知るために見学を訪れるなど、地

域のランドマークとしても重要な役割を担っている建物でもある。

明治 11 年建築の主屋は、生活様式の変化に伴い、奥の水回りを中心に改造された部分もあるが、それ以外の部分は、特に旧街道に面した表側を中心に、門及び塀も含め当初の姿を良好に保っている。

これら建物群は、福岡近郊における近代の宿場、農村の景観を今に伝えるものとして、文化財として登録することにより一層重要性が認識され、長く保存活用されることが望まれる。

(参考文献)

福岡市教育委員会 1990 『福岡市の町家』



柴田家住宅現況配置図 (登録範囲) S=1/400



01 主屋 外観 北東から



02 主屋 外観 南東から



03 主屋 店舗部 土間



04 主屋 店舗部 井戸



05 主屋 店舗部 2階部分



06 主屋 店舗部 小屋組

柴田家住宅 写真



07 土蔵 外観 南東から



08 土蔵 外観 西から



09 土蔵 内部 小屋組



10 門及び塀 外観



11 門 内側から



12 門 屋根部分

柴田家住宅 写真

1. 登録物件の表示及び所有者

区 分	有形文化財
種 別	建造物
名 称 及び員数	石橋義章家住宅主屋 1 棟 石橋義章家住宅質蔵 1 棟 石橋義章家住宅米蔵 1 棟 石橋義章家住宅新蔵 1 棟 石橋義章家住宅納屋 1 棟
所 在 地	
所 有 者	個 人

2. 周辺の歴史的環境

柴田家住宅に同じ。

3. 建造物の概要

石橋義章家住宅は宿場中央よりやや北側に位置する。初代久七氏が天明の頃、次郎丸本家より分家し、この地で農業を営み、二代久次氏が嘉永の頃、質屋と紺屋を開業した。

当家は市指定有形文化財（絵画）「紙本著色 筑前・豊前国絵図屏風」の所有者としても知られる。

（1）主屋

主屋は三代七郎氏が明治 14 年に建て、大工棟梁は姪浜の金山甚七、清之とされる。建物は店舗部、勝手部と座敷部からなり、奥に隠居部屋がある。店舗部は桁行 4 間、梁間 5.5 間、土蔵造ツシ 2 階建、切妻造、棧瓦葺、東面庇付。通り庭に平行して、オモテの間、ナカエの間、居間の 3 室が並び、ナカエの間と土間の中央を吹抜けとする。土間は小屋組を現したハリミセと呼び、表と裏のツシ 2 階を繋ぐ太鼓橋（昭和 61 年作り替え）を差鴨居に掛け渡す。土間の端に荒神竈や大釜が残る。ナカエの間には仏間境の差鴨居の上部に御神

倉（オコグラ）と呼ぶ神棚を祀り、脇の天井を一部抜いて、天窓からの光により手元を明るくする。オモテの間の箱階段は矩折れさせて半畳のスペースに納め、最下段の踏板を畳上に引き出せるよう工夫されている。

座敷部は桁行2間、梁間3.5間、土蔵造平屋建、切妻造、棧瓦葺、東面及び南面庇付。オモテの間とナカエの間の背後に、座敷と仏間があり、柱から造作材すべてに墨を塗る。

（2）質蔵

桁行3間、梁間2間、土蔵造2階建、切妻造、棧瓦葺、西面。建築年代は不詳であるが、後に述べる新蔵以前に建ったとされることから、明治期の建築と考えられる。妻側中央に引き戸を設け入口とする。道路に面した側に鰻絵を施しているが、これは近年の改修時に加えられたものとのことである。

（3）米蔵

桁行3間、梁間2間、土蔵造一部2階建、切妻造、棧瓦葺、東面。建築年代は不詳であるが、後に述べる新蔵以前に建ったとされることから、明治期の建築と考えられる。妻面右側に引き戸の入口を設ける。内装や扉などは、近年の改修により改変されている。戦時中は県警の書類を疎開のため保管していたとのことである。

（4）新蔵

桁行3間、梁間2間、土蔵造2階建、切妻造、棧瓦葺、南面。大正3年の建築とされる。平側面右側に入口をつける。平成21年に大規模な改修が行われ、扉が引き戸から開き戸に変わり扉内側に鰻絵が施されている。

（5）納屋

桁行5.5間、梁間3.5間、木造一部2階建、切妻造、棧瓦葺、東面。建築年代は不詳だが、家人によれば主屋と大きく変わらない時期とのこと、明治期の建築と考えられる。かつては牛小屋として使われていたが、現在は作業小屋、物置となっている。東面を吹き放ちとし、軒は礎石敷きの丸太で支えている。小屋裏の架構は牛梁等を用いた和小屋組構造とする。

4. 登録理由

次郎丸の宿場跡が残る地区は、これまでも都市景観賞を受賞するなど、歴史的な景観が評価されてきた。その中でも石橋義章家住宅は、柴田家住宅とともに、昭和末期～平成初期の町家調査や、平成23年度実施の文化財悉皆調査において文化財としても高い評価を受けている。また、毎年、校区の小学校在、昔の生活を知るために見学に訪れるなど、地域のランドマークとしても重要な役割を担っている建物でもある。

明治14年建築の主屋は、生活様式の変化に伴い、奥の水回りを中心に改造された部分もあるが、それ以外の部分は、荒神竈や箱階段など、外観、内部ともに当初の姿を良好に保っている。土蔵群も、扉など一部に改変はあるものの、良好に維持管理されている。

福岡における近代の宿場、農村の景観を今に伝える建物群として、敷地内の納屋と合わせ、文化財として登録することにより一層重要性が認識され、長く保存活用されることが望まれる。

（参考文献）

福岡市教育委員会 1990『福岡市の町家』